

○学校法人自治医科大学寄附行為

(昭和 47 年 2 月 5 日制定)

改正 昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 52 年 3 月 22 日  
昭和 53 年 3 月 24 日 昭和 55 年 3 月 17 日  
昭和 56 年 4 月 13 日 昭和 61 年 12 月 23 日  
平成元年 4 月 20 日 平成 2 年 8 月 28 日  
平成 8 年 1 月 4 日 平成 8 年 4 月 15 日  
平成 11 年 3 月 31 日 平成 13 年 12 月 20 日  
平成 17 年 3 月 31 日 平成 17 年 7 月 29 日  
平成 17 年 12 月 5 日 平成 21 年 10 月 7 日  
令和 2 年 1 月 15 日 令和 4 年 11 月 2 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人自治医科大学という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成するため、医学及び看護学の教育及び研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

自治医科大学大学院 医学研究科  
看護学研究科  
医学部 医学科  
看護学部 看護学科

第 3 章 役員、理事会及び事務局

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 理事 8 人以上 13 人以内
- (3) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、2 人を常務理事とする。

3 監事のうち 1 人を常勤とすることができる。

(役員を選任)

第 6 条 会長は、全国知事会会長をもって充てる。

2 理事は、次の各号に掲げる者について会長が任命する。

- (1) 自治医科大学学長(以下「学長」という。)
  - (2) 評議員会において互選された者 2人以内
  - (3) 全国知事会において推薦された者 5人以内
  - (4) 地方行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから評議員会において選出された者 5人以内
- 3 理事長及び常務理事は、理事の互選に基づき会長が委嘱する。
- 4 監事は、この法人の理事、評議員、職員(学長、教員その他の職員をいう。以下同じ。)又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任し、会長が任命する。
- 5 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 6 第2項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- (会長及び理事長等の職務)

第7条 会長は、この法人の業務を統理し、この寄附行為の定めるところにより、理事、監事及び評議員を任命する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
  - 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により常務理事がその職務を代理し、又は職務を行う。
  - 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- (監事の職務)

第8条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第9条 役員(会長及び第6条第2項第1号に掲げる理事を除く。以下この条及び第11条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された役員の場合は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務(理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決により解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員に対して、理事会の議決を経て別に定める報酬等(報酬、期末特別手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を議決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法によりあらかじめ通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 第 8 条第 2 項及び前条第 3 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の定足数)

第 16 条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 17 条第 2 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第 17 条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び発言の要旨

2 議事録には、出席理事及び出席監事が署名若しくは記名押印し、又は議長、出席理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

#### 第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、21 人以上 30 人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第 21 条 評議員は、次の各号に掲げる者について会長が任命する。

- (1) 全国知事会において推薦された者 15 人以内
- (2) この法人の職員のうちから理事会において推薦された者 5 人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから理事会において推薦された者 5 人以内
- (4) 地方行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において推薦された者 5 人以内

2 前項第 2 号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員会への諮問)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 目的とする事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の任期等)

第 24 条 評議員には、第 9 条及び第 11 条の規定を準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第 25 条 評議員会に議長を置き、評議員会において互選する。

(評議員会の招集等)

第 26 条 第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、第 17 条第 1 項中「理事現在数」とあるのは、「出席評議員」と、第 18 条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 資産から生じる収入
  - (3) 補助金
  - (4) 寄附金品
  - (5) その他の収入
- (資産の区分)

第 28 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して補助又は寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 29 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等有利かつ確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 30 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算、事業の実績及び剰余金の処分)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に、理事長が作成し、監事の意見を付し、かつ、理事会の承認を受けて、事業の実績とともに、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 34 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(予算外義務負担等)

第 35 条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 6 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 39 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれの現在数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則第 4 条の 3 に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会においてそれぞれの現在数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会において理事全員が出席し、その 3 分の 2 以上の議決

(2) この法人の目的とする事業が成功する見込がない場合で、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の議決

(3) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散した場合における残余財産は、解散時における理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

#### 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定められた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報その他理事長が定める方法により行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部大臣の設立認可の日から施行する。
- 2 この法人の昭和46年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、文部大臣の設立認可の日から昭和47年3月31日までとする。
- 3 この法人の昭和46年度の事業計画及び予算については、第31条の規定にかかわらず、設立発起人会の議を経て定めるものとする。
- 4 この法人は、従来財団法人自治医科大学設立準備財団に属した権利義務の一切を継承する。



5 この法人の設立当初の理事及び監事は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(理事長)	桑原幹根
理事(常務理事)	中尾喜久
理事(常務理事)	倉橋義長
理事	横川信夫
理事	木村守江
理事	奥田良三
理事	長野士郎
理事	冲中重雄
理事	藤井貞夫
理事	細郷道一
監事	池田直
監事	鎌田要人

附 則(昭和49年4月1日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和52年3月22日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和55年3月17日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和56年4月13日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和61年12月23日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成元年4月20日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成2年8月28日)

この改正は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成8年1月4日)

平成8年1月4日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年2月1日から施行する。

附 則(平成8年4月15日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 20 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日)

平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 29 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 5 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 7 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 15 日)

令和 2 年 1 月 15 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 2 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。